

奈良市公報

第 271 号

平成23年8月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

| | |
|--|----|
| ○奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
| ○奈良市税条例の一部を改正する条例 | 2 |
| ○奈良市子ども発達センター条例 | 3 |
| ○奈良市あき地の適正管理に関する条例 | 4 |
| ○奈良市地区計画形態整正条例の一部を改正する条例 | 5 |
| ○奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 10 |
| ○奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例 | 12 |
| ○奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 | 13 |

告 示

| | |
|--------------------------------|----|
| ○東日本大震災緊急対策としての奈良市旅館業利子補給金交付要綱 | 13 |
| ○一般競争入札の実施(3件) | 14 |
| ○公共下水道の供用及び下水の処理の開始 | 17 |
| ○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 | 19 |
| ○放置自転車等の保管 | 19 |
| ○予防接種の実施の一部改正 | 20 |
| ○放置自転車等の保管 | 20 |
| ○身体障害者福祉法に規定する医師の指定(2件) | 20 |
| ○住居番号の設定 | 20 |
| ○身体障害者福祉法に規定する医師の指定 | 20 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | 20 |
| ○放置自転車等の保管 | 21 |
| ○公募型プロポーザルの実施 | 21 |
| ○都市計画地区計画の原案の公衆縦覧 | 22 |
| ○市有財産の公売 | 22 |
| ○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 | 24 |
| ○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出 | 25 |
| ○生活保護法の規定による施術者の指定 | 25 |
| ○放置自転車等の保管 | 25 |
| ○平成23年度市・県民税納税通知書の公示送達 | 25 |
| ○放置自転車等の保管 | 26 |
| ○放置自転車等の処分 | 26 |
| ○一般競争入札の実施 | 26 |
| ○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 | 27 |
| ○放置自転車等の保管 | 27 |

| | |
|-------------------------------|----|
| ○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出 | 28 |
| ○生活保護法の規定による医療機関の指定 | 28 |
| ○農業委員会総会の招集 | 28 |
| ○交付要求通知書の公示送達 | 28 |
| ○予防接種の実施の一部改正 | 28 |
| ○生活保護法の規定による施術者の指定 | 28 |
| ○一般競争入札の実施 | 29 |
| ○総合評価落札方式一般競争入札の実施(3件) | 29 |
| ○一般競争入札の実施(2件) | 35 |

公 営 企 業

| | |
|---------------------------------|----|
| ○一般競争入札の実施 | 38 |
| ○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出 | 39 |
| ○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 | 39 |
| ○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程 | 39 |
| ○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 | 39 |
| ○一般競争入札の実施 | 40 |

教 育 委 員 会

| | |
|---------------------------|----|
| ○定例教育委員会の開催 | 40 |
| ○農業委員会 | |
| ○農地部会の招集 | 41 |
| ○議会制度検討特別委員会の委員の選任 | 41 |
| ○議会制度検討特別委員会の委員長及び副委員長の当選 | 41 |

条 例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第21号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、東京都の特別区内に在勤する職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された地域手当は、改正後の条例の規定による地域手当の内払とみなす。

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第22号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第28条の5の次に次の3条を加える。

(東日本大震災に係る個人の市民税の雑損控除額等の特例)

第28条の6 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第21条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第21条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年にお

いて生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

第28条の7 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第28条の8 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納稅義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納稅義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に

平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第82条の2の規定は、適用しない。
- 3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第56条第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第28条の5の次に3条を加える改正規定(附則第28条の7に係る部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市子ども発達センター条例をここに公布する。
平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第23号

奈良市子ども発達センター条例

(目的及び設置)

第1条 心身に障がいのある児童又は発達支援の必要があると認められる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行い、もって当該児童の健全な育成を図るため、子ども発達センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|---------------|
| 奈良市子ども発達センター | 奈良市紀寺町580番地の2 |

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービス(以下「児童デイサービス」という。)に関する事業
- (2) 子どもの発達に係る相談事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業
- (利用者)

第4条 センターにおいて児童デイサービスを利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定(児童デイサービスに係るものに限る。)の対象となつた小学校就学の始期に達するまでの者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者(利用承認)

第5条 児童デイサービスを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(利用の取消し)

第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。

- (1) センターの管理又は運営に著しい支障があると認めたとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) その他児童デイサービスを利用させることが適当でないと認めたとき。
- (指定管理者)

第7条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第3条(第2号を除く。)に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関するこ

と。

(3) その他市長が定めること。

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間（第3条第2号に掲げる事業の実施に係るものを除く。）を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、開館時間（第3条第2号に掲げる事業の実施に係るものに限る。）を変更することができる。

(休館日)

第9条 センターの休館日は、次項に定めるものを除き、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 第3条第2号に掲げる事業の実施に係る休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認める場合は、休館日を変更し、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用料金)

第10条 児童デイサービスの利用料金は、障害者自立支援法第29条第4項に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市あき地の適正管理に関する条例をここに公布する。
平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第24号

奈良市あき地の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、あき地に放置された雑草等を除去することによって、あき地の適正管理を図り、害虫の大量発生、犯罪の誘発等につながる要因を未然に防止し、もって地域住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あき地 現に人が使用していない土地、人が使用していても相当の空閑地を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地で、市長が適正に管理する必要があると認めるものをいう。

(2) 所有者等 権原に基づくあき地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(3) 雜草等 雜草、枯草又はこれに類するかん木類をいう。

(4) 不良状態 あき地が雑草等の繁茂により、次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 人の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

イ 犯罪、火災等の発生を誘発するおそれがあるとき。

ウ 周囲の美観を著しく害するとき。

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者等は、当該あき地が不良状態にならないよう、常に適正な維持管理に努めなければならない。

(指導及び勧告)

第4条 市長は、あき地が不良状態にあると認めるとき、又は不良状態になるおそれがあると認めるときは、当該あき地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて雑草等を除去するよう勧告することができる。

(措置命令)

第5条 市長は、所有者等が前条の指導及び勧告に従わず雑草等の除去を履行しないときは、当該勧告に従うよう期限を定めて雑草等の除去その他不良状態の改善に必要な措置を講ずべきことを命令することができる。

(代執行)

第6条 前条の規定による措置命令に従わない場合において、履行確保が困難であり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら所有者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を所有者から徴収することができる。

2 代執行を行う執行責任者は、本人であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(関係機関への協力依頼)

第7条 市長は、道路、河川、鉄道、鉄塔等の用地が不良状態にあると認めるときは、除草等の措置について、関係機関に対し協力を要請することができる。

(立入調査)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、あき地に立ち入り、その状態、管理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し調査することができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査員証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

2 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「繁茂した雑草、枯草又は」を削る。

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第25号

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第6条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

別表第1に次のように加える。

| | |
|---------------|--|
| 二名三丁目地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画二名三丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |
| 秋篠町地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画秋篠町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |
| 赤膚町地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画赤膚町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |

| | |
|---------------------|--|
| 北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画北登美ヶ丘生活拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |
| 北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画北登美ヶ丘六丁目東地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |

別表第2二名町地区整備計画区域の項中「この表の付表2に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物は、表示し、又は掲出してはならない」を「広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---------------|---|
| 二名三丁目地区整備計画区域 | <p>1 建築物の屋根の形状は、勾配屋根（片流れ屋根及び招き屋根以外のもので、勾配が10分の3から10分の7以下のもの）とし、その色彩は、黒、濃灰、濃茶又は濃緑とし、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。</p> <p>3 外観に光源等の装飾を施す場合は、住宅地側に設けないこととし、その光源等が形成する面積が、各立面につき、当該立面の5分の1を超えないこと。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p> |
| 秋篠町地区整備計画区域 | <p>1 建築物の屋根の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の</p> |

| | | |
|-------------|--|---|
| | <p>色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。</p> <p>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p> | <p>調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>5 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。</p> <p>6 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、1テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下とし、各広告物の表示面積は、6平方メートル以下とする。</p> |
| 赤膚町地区整備計画区域 | <p>1 建築物の屋根の形状は、勾配屋根（片流れ屋根及び招き屋根以外のもので、勾配が10分の3から10分の7以下のもの）とし、色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。</p> <p>3 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>4 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と</p> | <p>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積まで同表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができます。</p> <p>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> |
| | | 北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域 |

別表第2の付表1及び付表2を次のように改める。

別表第2の付表1

建築物の屋根

| 地区整備計画区域・計画地区 | 色相区分 | 明度区分 | 彩度の上限 |
|-----------------|------------|------|-------|
| 二名町地区整備計画区域、学研奈 | 0.1R～10.0R | 7以下 | 2 |

| | | | |
|--|----------------|-----|-----|
| 良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画 | 0.1Y R～5.0Y R | 7以下 | 2 |
| | 5.0Y R～10.0Y R | 7以下 | 3 |
| | 0.1Y～5.0Y | 7以下 | 3 |
| | 5.0Y～10.0Y | 7以下 | 2 |
| | 無彩色 | 7以下 | — |
| 二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画 | 0.1R～10.0R | 4未満 | 4未満 |
| | 0.1Y R～10.0Y R | 4未満 | 4未満 |
| | 0.1Y～10.0Y | 4未満 | 4未満 |
| | 0.1G Y～10.0G Y | 4未満 | 4未満 |
| | 0.1G～10.0G | 4未満 | 4未満 |
| | 無彩色 | 4未満 | — |

建築物の外壁又はこれに代わる柱

| 地区整備計画区域・計画地区 | 色相区分 | 明度区分 | 彩度の上限 |
|--------------------------------|----------------|--------|-------|
| 二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画 | 0.1R P～10.0R P | 2以上8未満 | 2 |
| | | 8以上 | 1 |
| | 0.1R～5.0R | 2以上8未満 | 2 |
| | | 8以上 | 1 |
| | 5.0R～10.0R | 2以上7未満 | 4 |
| | | 7以上8未満 | 3 |
| | | 8以上 | 1 |
| | 0.1Y R～10.0Y R | 2以上3未満 | 3 |
| | | 3以上5未満 | 6 |
| | | 5以上6未満 | 4 |
| | | 6以上7未満 | 3 |
| | | 7以上8未満 | 2 |
| | | 8以上9未満 | 1 |
| | 0.1Y～5.0Y | 2以上3未満 | 2 |
| | | 3以上4未満 | 4 |
| | | 4以上7未満 | 6 |
| | | 7以上8未満 | 4 |
| | | 8以上9未満 | 3 |
| | | 9以上 | 2 |
| | 5.0Y～10.0Y | 2以上3未満 | 2 |
| | | 3以上8未満 | 3 |
| | | 8以上9未満 | 2 |
| | | 9以上 | 1 |
| | 0.1G Y～10.0G Y | 2以上8未満 | 2 |
| | | 8以上9未満 | 1 |

奈良市公報

平成23年8月1日
(月曜日)

第271号

| | | |
|--|----------|---|
| 無彩色 | 1以上9.5未満 | — |
| 二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画 | 2以上8未満 | 2 |
| | 8以上 | 1 |
| 0.1R～5.0R | 2以上8未満 | 2 |
| | 8以上 | 1 |
| 5.0R～10.0R | 2以上7未満 | 4 |
| | 7以上8未満 | 3 |
| | 8以上 | 1 |
| 0.1YR～10.0YR | 2以上3未満 | 3 |
| | 3以上5未満 | 6 |
| | 5以上6未満 | 4 |
| | 6以上7未満 | 3 |
| | 7以上8未満 | 2 |
| | 8以上9未満 | 1 |
| 0.1Y～5.0Y | 2以上3未満 | 2 |
| | 3以上4未満 | 4 |
| | 4以上7未満 | 6 |
| | 7以上8未満 | 4 |
| | 8以上9未満 | 3 |
| | 9以上 | 2 |
| 5.0Y～10.0Y | 2以上3未満 | 2 |
| | 3以上8未満 | 3 |
| | 8以上9未満 | 2 |
| | 9以上 | 1 |
| 0.1GY～10.0GY | 2以上8未満 | 2 |
| | 8以上9未満 | 1 |
| 無彩色 | 9以下 | — |

(注) 表の数値は、日本工業規格Z8721に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

別表第2の付表2

| 地区整備計画区域・計画地区 | 種別 | 制限の内容 |
|---------------|----|---|
| 二名町地区整備計画区域 | 用途 | 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例(平成13年奈良市条例第52号)第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件 |
| | | 道路境界線を越えて掲出できない。 |
| | 位置 | 1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。 |
| | | 地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他白に近い薄い色又は壁の色と同等とする。 |

| | | |
|--|--|---|
| 二名三丁目地区 整備計画区域及 び秋篠町地区整 備計画区域 | 屋上広告物 | 表示し、又は設置できない。 |
| | 壁面広告物 | 1 表示面積は、10平方メートル以下とし、当該壁面の5分の1以下とする。 2 壁面に直接塗装するものは、掲出できない。 3 窓ガラス面へは、掲出できない。 |
| | 埠垣広告物 | 設置できない。 |
| | 廣告塔 | 1 1敷地に1基までとし、高さは、6メートル以下とする。 2 総表示面積は、20平方メートル以下とし、1面の表示面積は、10平方メートル以下とする（A地区に限る。）。 |
| | 廣告板 | 1 1敷地に2基までとする。 2 表示面積は、10平方メートル以下とする。 |
| | アーチ広告物 | 設置できない。 |
| | 廣告幕 氣球広告物 | イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は、速やかに撤去する。 |
| | はり札 はり紙 立て看板 | 設置できない。 |
| | 全広告物 に関する事項 | 1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。 4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。 |
| | 照明 色彩 位置 | 1 黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、8.0以下とする。 2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。 3 敷地境界線を越えて掲出できない。 |
| 赤膚町地区整備 計画 | 屋上広告物 | 設置できない。 |
| | 壁面広告物 埠垣広告物 | 突き出し形状は、設置できない。 |
| | 廣告塔 | 1 1敷地につき1基までとする。 2 高さは、6メートル以下とする。ただし、複数テナントの集合化を図る場合（自己用に限る。）は、10メートル以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。 |
| | 廣告板 | 1 1テナントにつき2基までとし、自己用に限る。 2 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。 |
| | アーチ広告物 氣球広告物 廣告幕 はり札 はり紙 立て看板 | 設置できない。 |
| 北登美ヶ丘六丁 目東地区整備計 画 | 全広告物 に関する事項 | 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。 |
| | 屋上広告物 | 表示し、又は設置できない。 |
| | 用途等 | 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。 |

| | | |
|---|--|--|
| 全広告物に関する事項 | 位置 | 敷地境界線を越えて掲出できない。 |
| | 照明 | 1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。 |
| | 色彩 | 地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他白に近い薄い色又は壁の色と同等とする。 |
| 屋上広告物 | 設置できない。 | |
| 壁面広告物 | 1 表示面積は、2平方メートル以下とし、当該壁面の10分の1以下とする。 2 広告物の上端までの高さは、4メートル以下とする。 3 壁面に直接塗装するものは、掲出できない。 4 窓のガラス面へは、掲出できない。 | |
| 埠垣広告物 | 設置できない。 | |
| 廣告塔 廣告板 | 1 1敷地に1基までとし、高さは、4メートル以下とする。 2 総表示面積は、2平方メートル以下とし、1面の表示面積は、1平方メートル以下とする。 | |
| アーチ広告物 廣告幕 氣球廣告物 はり札 はり紙 立て看板 電柱廣告物 | 設置できない。 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第26号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区整備計画区域の項中「北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区整備計画区域」を「北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域」に、「北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区計画の」を「北登美ヶ丘六丁目東地区計画の」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---------------|--|
| 二名三丁目地区整備計画区域 | 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画二名三丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |
| 秋篠町地区整備計画区域 | 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画秋篠町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |

| | |
|---------------------|--|
| 赤膚町地区整備計画区域 | 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画赤膚町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |
| なら北法蓮町地区地区整備計画区域 | 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画なら北法蓮町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |
| 北登美ヶ丘生活拠点地区地区計画整備区域 | 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画北登美ヶ丘生活拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |

別表第2北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区整備計画区域の項を次のように改める。

| | |
|-------------------|--|
| 北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域 | 次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅(長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。) (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類するものの用途を兼ねる住宅(当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。) (3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅 |
|-------------------|--|

| | | | |
|------------------|---|--|--|
| | <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供する公民館又は集会所</p> <p>(5) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号、第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>イ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> | | <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第7号に掲げる建築物</p> |
| 赤膚町地区整備計画区域 | | | 公衆浴場 |
| なら北法蓮町地区地区整備計画区域 | | | <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公民館又は集会所</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号、第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p> |

別表第2 押熊町西地区整備計画区域A地区の項を次のように改める。

| | |
|-----|---|
| A地区 | <p>(1) 長屋住宅又は重ね建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものも含む。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）、図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所を除く。）</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p> |
|-----|---|

別表第2に次のように加える。

| | | | | |
|---------------|-----|--|---------------------|---|
| 二名三丁目地区整備計画区域 | A地区 | (1) 畜舎（次に掲げるものを除く。） | 北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域 | (1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの |
| | B地区 | <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる建築物</p> | | <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属し、自己の使用のための貯蔵施設を除く。）</p> <p>(5) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる建築物</p> |
| 秋篠町地区整備計画区域 | A地区 | (1) 畜舎（次に掲げるものを除く。） | B地区 | (1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの |
| | B地区 | <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> | | <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属し、自己の使用のための貯蔵施設を除く。）</p> <p>(5) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号及び第2号に掲げる建築物</p> |

建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。

別表第4 北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区整備計画区域の項中「北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区整備計画区域」を「北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---------------------|------------|---|
| なら北法蓮町地区地区整備計画区域 | 200平方メートル | (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家 |
| 北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域 | A地区 B地区 | 500平方メートル (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家 |

別表第5に次のように加える。

| | | | |
|---------------------|-----|---|--|
| 北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域 | B地区 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。 (1) 都市計画道路押熊真弓線及び市道中部1302号線の道路境界線から2メートル以上 (2) 前号以外の道路境界線から3メートル以上 | |
|---------------------|-----|---|--|

別表第6に次のように加える。

| | | |
|------------------|-----|--|
| 二名三丁目地区整備計画区域 | B地区 | 10メートル |
| なら北法蓮町地区地区整備計画区域 | | (1) 軒の高さは、地盤面から7メートルかつ地階を除く階数は2以下。 (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を |

乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第27号

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成22年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、同条第1号中「地方自治法第2条第4項に規定する」を「前号に掲げる」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 基本構想 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。

第3条第1項中「基本計画」を「基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)」に改め、同条第2項中「基本計画」を「基本構想等」に改める。

第4条並びに第6条第1号及び第2号中「基本計画」を「基本構想等」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)附則第1条本文に規定する日から施行する。

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第28号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中第15号を第18号とし、第6号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 法第9条の2の4第1項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請をする者

1件につき 33,000円

(8) 法第9条の2の4第2項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請をする者

1件につき 20,000円

第23条第1項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第8条の2の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設の定期検査の申請をする者

1件につき 33,000円

第23条の2第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第26条の2第1項中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、同号の前に次の2号を加える。

(16) 法第15条の3の3第1項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請をする者

1件につき 33,000円

(17) 法第15条の3の3第2項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請をする者

1件につき 20,000円

第26条の2第1項第14号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 法第15条の2の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の定期検査の申請をする者

1件につき 33,000円

第26条の3中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条及び第26条の2の規定は、この条例の施行の日以後の申請、検査又は交付に係る手数料について適用し、同日前の申請、検査又は交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成23年7月7日掲示済)

告 示

奈良市告示第389号

東日本大震災緊急対策としての奈良市旅館業利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成23年7月1日

奈良市長 仲川元庸

東日本大震災緊急対策としての奈良市旅館業利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 東日本大震災の影響による緊急対策として、旅館業の経営の安定を図るために、資金繰りのために金融機関からの融資を受けた者に対し、予算の範囲内で東日本大震災支援対策旅館業利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「旅館業」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業をいう。

(利子補給金の交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内で旅館業を営んでいること。

(2) 市税を完納していること。

(利子補給の対象)

第4条 利子補給の対象となる利子は、対象者が借り入れた次のいずれにも該当する資金(以下「利子補給対象資金」という。)に係る支払利子とする。

(1) 東日本大震災の影響による資金繰りのため平成23年4月1日から平成24年3月31までの間に借り入れたものであること。ただし、従来からの借入資金の借換えであることを除く。

(2) 金融機関からの借入資金であること。ただし、中途で借り換えたときは、その時点以降は、対象としない。

(3) 市が行う他の利子補給制度又は奈良県その他の団体からの利子補給制度を利用していないこと。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、利子補給対象資金に係る当該年度の支払利子(延滞利子を除く。)のうち、利率年2.0パーセントの支払利子相当額とする。ただし、当該利子補給対象資金の支払利率が2.0パーセント未満であるときは、当該支払利子相当額とする。

2 利子補給対象資金の額が5千万円を超えるときは、当該資金の額を5千万円とみなして前項の規定を適用する。

(利子補給期間)

第6条 利子補給金は、利子補給対象資金の返済開始から5年間（返済期間が5年未満のときは、その期間）の支払利子について交付するものとする。

(交付申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 東日本大震災の影響による資金繰りのため利子補給対象資金を借り入れたことについての証明書又はこれに準ずる書類

(2) 市税を完納していることについての証明書

(3) 利子補給対象資金の借入契約書の写し

(4) 金融機関が発行する利子補給対象資金の償還表

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日以後に融資を受けた利子補給対象資金に係る支払利子から適用する。

(平成23年7月1日掲示済)

奈良市告示第390号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

中登美ヶ丘鹿畠線街路改良工事ほか19件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

(1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年7月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年7月1日から平成23年7月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成23年7月7日

(3) 入札書の提出期間

平成23年7月8日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない入札

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違がある入札

キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札

ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。
- (5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年7月1日掲示済)

奈良市告示第391号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 奥柳登美ヶ丘線（学園南工区）街路改良工事及び公共下水道築造工事（単8）
- (2) 工事場所 奈良市学園南一丁目～三丁目地内
- (3) 工期 契約日から平成24年3月26日まで
- (4) 工事概要 施工延長 L=463m
街路改良工事一式
下水道工事一式
- (5) 予定期格 121,192千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 99,290千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる

者であること。

- (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）

- (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

- (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

平成23年7月1日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年7月27日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

7 入札参加申請方法

平成23年7月1日から平成23年7月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで

を除く。)に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参するとともに、奈良市電子入札システムにおいても入札参加申請を行って下さい。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年7月14日までに、共同企業体の代表者に通知します。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年7月1日から平成23年7月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成23年7月14日

(3) 入札書の提出期間

平成23年7月15日から平成23年7月26日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない入札
- カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札
- ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。
- (5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

(平成23年7月1日掲示済)

奈良市告示第392号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 合流式下水道改善施設調査設計設置業務委託
- (2) 業務場所 奈良市今在家町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。
- (4) 業務概要 排水装置用渦流式水面制御装置調査設計設置業務委託一式
新設雨水吐き室構築設計一式
- (5) 予定価格 14,350千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 11,480千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建設コンサルタント下水道部門の登録があり、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 告示日以前において、地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注業務において、排水装置用渦流式水面制御装置調査設計設置業務の受託実績を有する者であること。
- (2) 当該業務に次の技術者が配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
 - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
 - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年7月1日から平成23年8月9日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年8月10日 午前10時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注業務において、排水装置用渦流式水面制御装置調査設計設置業務の受託実績が確認できる書類（契約書等の写し）

ウ 配置予定技術者調書及び経歴書

(2) 入札参加申請方法

平成23年7月1日から平成23年7月14日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年7月29日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 平成23年8月9日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

3 供用を開始する排水施設の位置

| 管渠番号 | 起 点 | 終 点 |
|-------------|------------------|------------------|
| 柏川幹線-47 | 奈良市藤ノ木台一丁目1-1127 | 奈良市藤ノ木台一丁目1-1130 |
| 山陵第2幹線-96 | 奈良市山陵町1100-10 | 奈良市山陵町1100-22 |
| 山陵第2幹線-97 | 奈良市山陵町1100-14 | 奈良市山陵町1100-7 |
| 山陵第2幹線-98 | 奈良市山陵町1100-7 | 奈良市山陵町1128-2 |
| あやめ池北幹線-153 | 奈良市敷島町二丁目546-201 | 奈良市敷島町二丁目469-1 |

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

（平成23年7月1日掲示済）

奈良市告示第393号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年7月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年7月1日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年7月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市藤ノ木台一丁目、山陵町、敷島町一丁目、敷島町二丁目、三条大路五丁目、菅原町、宝来一丁目、法蓮町、大森西町、鹿野園町、南京終町三丁目、大森町、東九条町及び今市町の各一部

奈良市公報

平成23年8月1日
(月曜日)

第271号

| | | |
|-------------|------------------|------------------|
| 敷島幹線-126 | 奈良市敷島町一丁目565-33 | 奈良市敷島町一丁目547-43 |
| 敷島幹線-127 | 奈良市敷島町一丁目1120-14 | 奈良市敷島町一丁目1120-19 |
| 敷島幹線-128 | 奈良市敷島町一丁目544-65 | 奈良市敷島町一丁目544-65 |
| 敷島幹線-129 | 奈良市敷島町一丁目544-65 | 奈良市敷島町一丁目544-114 |
| 敷島幹線-130 | 奈良市敷島町一丁目544-3 | 奈良市敷島町一丁目539-25 |
| 敷島幹線-131 | 奈良市敷島町一丁目544-3 | 奈良市敷島町一丁目1120-8 |
| 敷島幹線-132 | 奈良市敷島町一丁目547-43 | 奈良市敷島町一丁目539-15 |
| 敷島幹線-133 | 奈良市敷島町一丁目542-9 | 奈良市敷島町一丁目544-65 |
| 敷島幹線-134 | 奈良市敷島町一丁目544-3 | 奈良市敷島町一丁目544-3 |
| 敷島幹線-135 | 奈良市敷島町一丁目547-43 | 奈良市敷島町一丁目547-1 |
| 敷島幹線-136 | 奈良市敷島町一丁目547-43 | 奈良市敷島町一丁目547-1 |
| 敷島幹線-137 | 奈良市敷島町一丁目547-43 | 奈良市敷島町一丁目547-43 |
| 敷島幹線-138 | 奈良市敷島町一丁目547-4 | 奈良市敷島町一丁目543-6 |
| 敷島幹線-139 | 奈良市敷島町一丁目547-4 | 奈良市敷島町一丁目543-40 |
| 敷島幹線-140 | 奈良市敷島町一丁目547-4 | 奈良市敷島町一丁目544-1 |
| 敷島幹線-141 | 奈良市敷島町一丁目547-4 | 奈良市敷島町一丁目543-74 |
| 敷島幹線-142 | 奈良市敷島町一丁目543-74 | 奈良市敷島町一丁目543-92 |
| あやめ池南幹線-485 | 奈良市三条大路五丁目166 | 奈良市三条大路五丁目164-1 |
| あやめ池南幹線-486 | 奈良市菅原町21-3 | 奈良市菅原町28-3 |
| 西大寺南幹線-247 | 奈良市宝来一丁目47-2 | 奈良市尼辻西町1407 |
| 奈良幹線-132 | 奈良市法蓮町1514-143 | 奈良市法蓮町1514-190 |
| 大森幹線-65 | 奈良市大森西町16街区-5 | 奈良市大森西町16街区-3 |
| 大森幹線-66 | 奈良市大森西町16街区-7 | 奈良市大森西町15街区-4 |
| 大森幹線-67 | 奈良市大森西町14街区-2 | 奈良市大森西町14街区-9 |
| 北永井幹線-337 | 奈良市鹿野園町468-3 | 奈良市鹿野園町445-1 |
| 北永井幹線-338 | 奈良市鹿野園町1025-1 | 奈良市鹿野園町518-6 |
| 北永井幹線-339 | 奈良市鹿野園町519 | 奈良市鹿野園町1025-1 |
| 大安寺第1幹線-219 | 奈良市南京終町三丁目418-6 | 奈良市南京終町三丁目395-1 |
| 大安寺第1幹線-220 | 奈良市南京終町三丁目413-4 | 奈良市南京終町三丁目413-2 |
| 大安寺第1幹線-221 | 奈良市南京終町三丁目403-2 | 奈良市南京終町三丁目403-3 |
| 大安寺第1幹線-222 | 奈良市南京終町三丁目400-3 | 奈良市南京終町三丁目400-14 |
| 大安寺第1幹線-223 | 奈良市南京終町三丁目400-17 | 奈良市南京終町三丁目401-5 |
| 大安寺第1幹線-224 | 奈良市南京終町三丁目397-15 | 奈良市南京終町三丁目397-4 |
| 大安寺第2幹線-40 | 奈良市大森町33街区-1 | 奈良市大森町29街区-8 |
| 大安寺第2幹線-41 | 奈良市大森町33街区-1 | 奈良市大森町34街区-2 |
| 大安寺第2幹線-42 | 奈良市大森町33街区-1 | 奈良市大森町32街区-7 |
| 大安寺第2幹線-43 | 奈良市大森町30街区-4 | 奈良市大森町33街区-1 |
| 大安寺第2幹線-44 | 奈良市大森町26街区-3 | 奈良市大森町30街区-1 |
| 大安寺第2幹線-45 | 奈良市大森町23街区-10 | 奈良市大森町25街区-3 |

| | | |
|------------|---------------|---------------|
| 大安寺第2幹線-46 | 奈良市大森町26街区-7 | 奈良市大森町25街区-1 |
| 大安寺第2幹線-47 | 奈良市大森町24街区-4 | 奈良市大森町22街区-2 |
| 大安寺第2幹線-48 | 奈良市大森町33街区-10 | 奈良市大森町32街区-7 |
| 大安寺第2幹線-49 | 奈良市大森町33街区-4 | 奈良市大森町33街区-10 |
| 大安寺第2幹線-50 | 奈良市大森町26街区-7 | 奈良市大森町33街区-1 |
| 大安寺第2幹線-51 | 奈良市大森町26街区-7 | 奈良市大森町26街区-3 |
| 東九条幹線-155 | 奈良市東九条町608-2 | 奈良市東九条町608-3 |
| 帶解幹線-198 | 奈良市今市町818 | 奈良市今市町787-1 |
| 帶解幹線-199 | 奈良市今市町248-2 | 奈良市今市町801-1 |
| 帶解幹線-200 | 奈良市今市町239-4 | 奈良市今市町807-2 |

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成23年7月1日掲示済)

奈良市告示第394号

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------|---------------|------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 居宅 通所介護 | 平成23年6月29日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 茶話本舗 心ステーション 奈良 | 奈良県奈良市法蓮町40-7 | 居宅 通所介護 | 平成23年6月29日 |
| 心ステーション株式会社 | 奈良県奈良市法蓮町40-7 | | |

(平成23年7月1日掲示済)

奈良市告示第395号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年7月1日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年7月1日

奈良市長 仲川元庸

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市都市整備部都市計画室交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成23年7月1日掲示済)

奈良市公報

平成23年8月1日
(月曜日)

第271号

奈良市告示第396号

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

（平成23年7月1日掲示済）

奈良市告示第397号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年7月5日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成23年7月5日掲示済）

奈良市告示第398号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年7月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第399号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第400号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年7月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

奈良市告示第401号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

1 許可の年月日及び番号

平成23年5月27日 奈良市指令都整開 第11A-4号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年7月7日 第1264号

公共施設 平成23年7月7日 第560号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1728番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町34番地

杉本 義信

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町1728番1の一部

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市告示第403号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年7月7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市告示第404号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

1 公募に付する事項

| 項目 | 概要 |
|------|--|
| 業務名 | 奈良市観光戦略基礎調査 |
| 業務内容 | 奈良市内への観光入込客（外国人観光入込客を含む）の旅行目的、消費額、満足度など観光入込客の実態を把握するためアンケート調査等を実施し、その特性、傾向、ニーズなどの分析及び考察を行い、本業務を通じて得られたデータを解析することにより、今後の奈良市の戦略的な観光プロモーションを実施していくための必要な情報や進むべき目標の設定及び観光政策の企画・立案に資する基礎的データを得ることで観光客の受入体制整備や観光資源開発に活用することを目的とする。 |
| 委託期間 | 契約日から平成24年3月30日まで |

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 業務場所 | 奈良市指定場所 |
| 契約形式 | 委託契約 |
| 委託予定金額 | 36,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。 |

2 公募に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 平成23年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人ではないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(7) 官公庁、民間企業を問わず、過去5年以内に本業務と同種の事業実績があること。

3 参加意向申出書その他の配布

(1) 配布期間 平成23年7月7日（木）午前9時から7月14日（木）午後5時まで

(2) 配布方法 奈良市ホームページからのダウンロード
※奈良市ホームページ：
<http://www.city.nara.nara.jp/>

4 参加意向申出書受付の日時及び申請方法

(1) 提出期間 平成23年7月7日（木）から7月14日（木）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法 直接持参

(3) 提出場所 奈良市観光経済部観光戦略課
(担当：誘客促進係)

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階

(4) 提出書類 参加意向申出書（様式1-1）
提案書提出業者選定調書（様式2）
契約書（様式3）

※参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、4(1)に示す提出期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出すること。

(5) 提出部数 各1部

5 参加意向申出書提出にかかる質問の受付及び回答
参加意向申出書提出にかかる質問は、下記期間、Eメールでのみ受け付ける。

- (1) 受付期間 平成23年7月7日(木)～7月11日(月)
の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書(質問様式)に質問を記入し、送信すること。
- (3) 回答方法 Eメールにより、追って質問者に回答する。
- (4) 注意事項 電話及びファクシミリ等による質問の受付及び回答はしない。
- (5) 問合せ先 奈良市観光経済部観光戦略課(担当:誘客促進係) kankousenryaku@city.nara.lg.jp

6 提案書等の提出について

(1) 提出書類

① 提案書表紙(様式4)…1部

② 提案書…10部

※提案書には、仕様書にある項目を盛り込んだ具体的な提案と、業務遂行にあたっての基本コンセプトや工夫、手法などを記載すること。なお、仕様書の内容は基本業務事項であり、委託金額内での項目、内容ともに追加は認めるが、削減は認めない。提案書の様式は自由であるが、A4サイズ3枚以内とする。

③ 見積書(消費税は内書きで記載)

※委託業務実施に当たっての見積書(積算根拠がわかるように記載したもの)を1部提出すること。

④ 業務実績書(様式5)※成果物を添付すること。

⑤ 業務実施体制表(様式6)

(2) 提出期間 平成23年7月15日(金)～平成23年7月22日(金)(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法 直接持参

(4) 提出場所 奈良市観光経済部観光戦略課

(担当:誘客促進係)

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階

7 提案書提出にかかる質問の受付及び回答

提案書提出にかかる質問は、下記期間、Eメールでのみ受け付ける。

(1) 受付期間 平成23年7月15日(金)～7月20日(水)
(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 質問書(質問様式)に質問を記入し、送信すること。

(3) 回答方法 質問に対する回答は、平成23年7月21日(木)までに観光戦略課のホームページに公開することによって行う。

(4) 注意事項 電話及びファクシミリ等による質問の受付及び回答はしない。

(5) 問合せ先 奈良市観光経済部観光戦略課(担当:誘客促進係) kankousenryaku@city.nara.lg.jp

8 その他

公募に参加しようとする者は、実施要領、募集要項及び「奈良市観光戦略基礎調査」仕様書を熟読のうえ参加意向届出書を提出すること。

<問い合わせ先>

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部観光戦略課 誘客促進係

電話 0742-34-4739

FAX 0742-35-6822

mail kankousenryaku@city.nara.lg.jp

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市告示第405号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成23年7月7日

奈良市長 仲川元庸

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

東登美ヶ丘五丁目地区計画

3 地区計画の位置

奈良市東登美ヶ丘五丁目の一部

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

5 地区計画の面積

約6.9ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成23年7月8日から同年7月22日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年7月29日までに必着するよう提出してください。

別紙省略

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市告示第406号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年7月8日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する市有財産物件
以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するイン(自動車5件)

ターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

| 物件番号 | 物件名 (財産名称) | 初年度登録 | 排気量 (ℓ) | 予定価格 (円) | 入札保証金 (円) |
|------|-----------------|---------|------------|-------------|--------------|
| 車-1 | 路面清掃車(ロードスイーパー) | 平成6年6月 | 7.12 | 1,500,000 | 150,000 |
| 車-2 | トヨタ スプリンター セダン | 平成4年5月 | 1.49 | 8,000 | 800 |
| 車-3 | トヨタ スプリンター バン | 平成7年6月 | 1.49 | 8,000 | 800 |
| 車-4 | ホンダ アクティ | 平成10年 | 0.65 | 8,000 | 800 |
| 車-5 | マツダ デミオ | 平成10年5月 | 1.49 | 8,000 | 800 |

(物品5件)

| 物件番号 | 物件名 (財産名称) | 物件の概要 | 予定価格 (円) | 入札保証金 (円) |
|------|---------------|-----------------|-------------|--------------|
| 物-1 | 先割れスプーン 100本 | Nakanishi、大井金属製 | 1,000 | 100 |
| 物-2 | CDアルバムセット① | | 1,000 | 100 |
| 物-3 | CDアルバムセット② | | 1,000 | 100 |
| 物-4 | CDアルバムセット③ | | 1,000 | 100 |
| 物-5 | CDアルバムセット④ | | 1,000 | 100 |

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム(以下「ヤフー・オークション」という。)を利用した一般競争入札を行う。

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

なお、入札参加手続き等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ(以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。)において公開する。

([http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_cit y](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city))

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281005973156&SiteID=000000000>)

また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却

ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができる。

(3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。

(4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。

(5) 日本語を完全に理解できること。

(6) あらかじめ入札参加申込みの手続きを完了していること。

5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続きを完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成23年7月15日(金)午後1時から平成23年8月3日(水)午後2時までに手続きをすること。

(2) 本申込み

① 方法 仮申込み手続きを完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間 平成23年7月15日(金)から平成23年8月3日(水)まで

(普通郵便で平成23年8月3日(水)の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

- ① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格(最低売却価格)の100分の10以上の金額とする。
- ② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は、入札に参加しようとする者の負担とする。
- ③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

| 物件番号 | 日時 | 場所 |
|------------|--------------------------------------|--|
| 車-1 | 平成23年7月19日(火)から7月26日(火) 午後1時～午後3時 | 奈良市左京五丁目2番地 環境清美センター駐車場 奈良市三条本町13番1号 奈良市保健所 |
| 車-2 車-5 | | 奈良市二条大路南一丁目 1番1号 奈良市役所 会計課 |
| 物-1 | (予約制) | |

7 入札期間及び方法

- (1) 入札期間 平成23年8月18日(木)午後1時から平成23年8月25日(木)午後1時まで

(2) 入札方法

- ① 上記5の(1)から(3)のすべての手続きを完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札(入札金額をヤフー・オークション上に入力)すること。
- ② 入札(入札金額の入力)は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- ③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

- (1) 平成23年8月25日(木)午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

9 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10以上の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、平成23年9月1日(木)までに売買契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が奈良市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、奈良市に帰属する。

11 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、平成23年9月8日(木)午後3時までに奈良市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は、損害金として奈良市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金(納付する金額)は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

12 物件の引渡し

売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。
なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

13 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札及び入札説明書(市ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

14 その他

- (1) 入札参加者は、ヤフー・オークション奈良市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。
- (2) 契約締結後に、奈良市の責に帰すことができない事由により滅失、き損等が生じた場合、奈良市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、奈良市は、かし担保責任を負わない。
- (4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として奈良市に支払わなければならない。

問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 会計課

電話 0742-34-5294

E-mail kaikei@city.nara.lg.jp

(平成23年7月8日掲示済)

奈良市告示第407号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年7月8日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|---------------|----------------------------------|----------------------|------------------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| メープル訪問介護センター | 奈良県奈良市大宮町四丁目27 5番地の1森村第3ビル503 | 居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護 | 平成23年7月1日 平成23年7月1日 |
| 株式会社メープル | 奈良県奈良市大宮町四丁目27 5番地の1森村第3ビル503 | | |
| メープル居宅介護支援事業所 | 奈良県奈良市大宮町四丁目27 5番地の1森村第3ビル503 | 居宅介護支援事業（介護計画作成） | 平成23年7月1日 |
| 株式会社メープル | 奈良県奈良市大宮町四丁目27 5番地の1森村第3ビル503 | | |

(平成23年7月8日掲示済)

奈良市告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年7月11日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 廃止した施術の種類 | 廃止年月日 |
|--------------------|---------------|-----------|------------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 岡本 篤人 | | 柔道整復 | 平成23年6月30日 |
| 陽養鍼灸整骨院 (岡本 篤人) | 奈良県奈良市三条本町9-1 | | |

(平成23年7月11日掲示済)

奈良市告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年7月11日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------|-------|-----------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 阪口 宗晃 | | 柔道整復 | 平成23年7月1日 |
| 陽養鍼灸整骨院 (阪口 宗晃) | 奈良県奈良市三条本町9-1 | | |

(平成23年7月11日掲示済)

奈良市告示第410号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月11日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年7月10日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年7月11日掲示済)

奈良市告示第411号

平成23年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成23年7月12日

奈良市長 仲川元庸

| | |
|---------------|------------|
| 1 この通知書の発送年月日 | 平成23年6月14日 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙①のとおり |
| 1 この通知書の発送年月日 | 平成23年6月27日 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙②のとおり |
| 1 この通知書の発送年月日 | 平成23年7月5日 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙③のとおり |

別紙①から別紙③まで省略

(平成23年7月12日掲示済)

奈良市告示第412号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年7月12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年7月12日掲示済)

奈良市告示第413号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成23年7月12日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成23年7月26日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年4月7日から同月8日まで、同月12日、同月15日、同月19日、同月21日から同月22日まで及び同月25日から同月26日まで

(平成23年7月12日掲示済)

奈良市告示第414号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

| 項目 | 概要 |
|----|----|
| | |

| | |
|------|---|
| 業務名称 | 奈良市障がい福祉計画（第3期）策定業務 |
| 業務内容 | 障害者自立支援法に基づく、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画「奈良市障がい福祉計画（第3期）」を策定する。 第3期の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間。 |
| 委託期間 | 契約の日から平成24年3月31日まで |
| 契約形式 | 委託契約 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 平成23年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (2) 関西に本店を有する者又は関西に支店・営業所等を有し、かつ、契約締結の代理人を置く者であること。
- (3) 過去3年以内に地方公共団体の発注業務において、本入札業務（障がい福祉計画策定）と同様の受託実績（平成20年4月1日から平成23年3月31日の間に完了した業務）若しくは、福祉関係の計画策定業務の受託実績（平成20年4月1日から平成23年3月31日の間に完了した業務）を有する事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

3 募集要項等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年7月13日（水）から平成23年7月21日（木）まで（日曜日、祝日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市保健福祉部障がい福祉課（奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟1階）

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

(1) 日時

平成23年7月13日（水）から平成23年7月21日（木）まで（日曜日、祝日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

送付の場合は、平成23年7月21日（木）必着

(2) 申請方法

直接持参又は送付

| | |
|---|---|
| <p>(3) 提出場所 奈良市保健福祉部障がい福祉課（担当：企画管理係） 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟1階</p> <p>5 入札及び開札の日時及び場所 (1) 入札の日時 平成23年7月29日（金） 午後2時から</p> <p>(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札</p> <p>(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。 (1) 入札参加資格のない者のした入札 (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札 (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札 (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札 (7) 入札金額を訂正した入札 (8) その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p>8 入札に関する注意事項 (1) 入札の方法は、持参入札とする。 (2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。 (3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。 (4) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提</p> | <p>出すること。</p> <p>(5) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取りやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。</p> <p>(6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換又は撤回をすることができない。</p> <p>(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。</p> <p>(8) 再度入札を2回行う。</p> <p>(9) 入札者が1人であるときは、その入札は、成立しないものとする。</p> <p>9 その他 (1) その他の詳細は、入札実施要項によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (3) 問い合わせ先 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市保健福祉部障がい福祉課 電話 0742-34-4593 FAX 0742-34-5080 Mail shougaifukushi@city.nara.lg.jp</p> <p style="text-align: right;">(平成23年7月13日掲示済)</p> |
|---|---|

奈良市告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年7月13日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|---------|----------------------------|----------------------|------------------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| えがおをそえて | 奈良県奈良市菅原町474-5三和マンション107号室 | 居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護 | 平成23年6月1日 平成23年6月1日 |
| 株式会社ゆか | 奈良県奈良市南京終町5-377-121 | | |

(平成23年7月13日掲示済)

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月14日

奈良市長 仲川元庸

| |
|---------------------------------|
| 1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 |
| 2 移動年月日 |

奈良市公報

平成23年8月1日
(月曜日)

第271号

平成23年7月14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年7月14日掲示済)

奈良市告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年7月14日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|-------------------------------|------------|
| 西大寺皮フ科診療所 | 奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティ西大寺3階 | 平成23年5月31日 |

(平成23年7月14日掲示済)

奈良市告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年7月14日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|-------------------------------|-----------|
| 医療法人ジェイエムシー会 西大寺皮フ科診療所 | 奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティ西大寺3階 | 平成23年6月1日 |
| 登美ヶ丘画像診断クリニック | 奈良県奈良市中登美ヶ丘6-3-3リコラス登美ヶ丘A棟3階 | 平成23年6月1日 |
| 松下歯科医院 | 奈良県奈良市法蓮町334-1 フォレストヒルズ一条 | 平成23年7月6日 |

(平成23年7月14日掲示済)

奈良市告示第419号

平成23年奈良市農業委員会7月定例総会を次のとおり招集します。

平成23年7月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 日時 平成23年7月22日（金曜日）午後2時
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所北棟6階第22会議室
- 3 付議すべき事項・報告

(1) 会長の選任について

(2) 副会長の選任について

(3) 議案

第1号 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について

(4) 報告

第1号 平成24年度農業施策に関する要望書について

(平成23年7月14日掲示済)

奈良市告示第420号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成23年7月15日掲示済)

奈良市告示第421号

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成23年7月15日掲示済)

奈良市告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | 施術の種類 | 指定期日 |
|-----------|-------------------------|------------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | |
| 森憲治 | | 柔道整復 |
| ほねつぎ もちいど | 奈良県奈良市光明院町14-2 (森憲治) | 平成23年6月27日 |

(平成23年7月15日掲示済)

奈良市告示第423号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

排水渠改良工事ほか16件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年7月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日

を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年7月15日から平成23年7月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成23年7月22日

(3) 入札書の提出期間

平成23年7月25日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない入札

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違がある入札

キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札

ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

9 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

別表省略

（平成23年7月15日掲示済）

奈良市告示第424号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の

奈良市公報

第271号

平成23年8月1日
(月曜日)

6 第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)
第2条の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 東部第2-2地区管路施設工事(邑地)
11工区・5工区(単独)
- (2) 工事場所 奈良市邑地町地内
- (3) 工事概要 工事延長 L=1650.70m リブ管φ150
mm布設工 1439.02m ポリエチレン管
φ75mm布設工 262.42m ダクタイル鋳
鉄管φ75mm布設工 53.02m 塩ビ製小
型マンホール設置工 101箇所 0号組
立マンホール設置工 11箇所 2号組立
ポンプマンホール設置工 2箇所 汚水
桟設置及び取付管工 29箇所 付帯工一
式
- (4) 工事期間 契約の日から平成24年3月26日までとす
る。
- (5) 予定価格 80,980千円(消費税及び地方消費税を除
く。)
- (6) 最低制限基準価格 65,422千円(消費税及び地方消
費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 次の条件を全て満たしていること。
 - ア 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - イ 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - オ 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者が配置できること。
- (2) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書、別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

 - ア 施工計画について
 - イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

平成23年7月15日から平成23年9月12日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

平成23年9月13日 午前9時30分

5 技術提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年8月8日 午後4時まで
- (2) 提出場所 奈良市総務部契約室技術監理課
- (3) 提出部数 1部(ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部又は電子データ(PDFファイル))
- (4) 提出方法

封筒に密封の上、持参に限ります。郵便及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。

技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。

技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に「技術提案書在中」と明記し、併せて工事名及び会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。

- (5) 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年7月15日から平成23年7月21日までの午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の入札参加確認通知日

平成23年7月22日
- (3) 入札書の提出期間

平成23年8月26日から平成23年9月12日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 他人のICカードを使用した入札
 - ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
 - エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - オ 内訳書の日付が開札日でない入札
 - カ 内訳書に工事件名のない、又は間違がある入札
 - キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札
 - ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、平成23年7月15日から平成23年7月21日までの午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。

9 入札参加資格の審査

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後

において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

10 落札者の決定方法等

- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。
 - ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を16点として評価するものとします。
 - イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

| 評価項目 | | 加点基準 |
|------------------|------------------------------------|---------------------------|
| 施工計画 (8点) | 品質管理 | 材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性 |
| | 安全管理 | 現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性 |
| 企業の施工能力等 (8点) | 企業の施工能力 | 表彰実績 |
| | I S O 9000シリーズ、I S O 14000シリーズ認証取得 | |
| | 配置予定技術者の実績 | 同種工事の施工経験 |
| | 地域精通度 | 本店の所在地、地域内工事の実績 |
| | 社会・地域貢献 | 災害協定の締結 |

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

- ① 受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、その項目に応じしゅん工時の工事成績評定において評価点計を減ずるものとします。
- ② 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、しゅん工時の工事成績評定における評価点計を10点減点します。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、(2)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。
なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成23年9月16日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

（平成23年7月15日掲示済）

奈良市告示第425号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 第11号（杏中）市営住宅建替工事（F工区）
- (2) 工事場所 奈良市杏町393番地の1他
- (3) 工事概要 鉄筋コンクリート造 2階建 3棟6戸
建築主体工事 外構整備工事 電気設備工事 機械設備工事
- (4) 工事期間 契約の日から平成24年3月21日までとする。
- (5) 予定価格 109,235千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 90,341千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 単体での入札参加者に必要な資格
 - ア 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - イ 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - オ 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者が配置できること。
- (2) 特定建設工事共同企業体での入札参加者に必要な資

格

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

ア 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

イ 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。

ウ 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

（ア）代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

　a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

　b 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

　c 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

（イ）代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）

　a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

　b 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

　c 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

エ 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

（3）技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書、別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

（1）日時

平成23年7月15日から平成23年9月16日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（2）場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

平成23年9月20日 午前9時30分

5 技術提案書の提出期限等

（1）提出期限 平成23年8月12日 午後4時まで

（2）提出場所 奈良市総務部契約室技術監理課

（3）提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部又は電子データ（PDFファイル））

（4）提出方法

封筒に密封の上、持参に限ります。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。

技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に「技術提案書在中」と明記し、併せて工事名及び会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。

（5）作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

（1）電子入札の入札参加申請期間

平成23年7月15日から平成23年7月21日までの午前9時から午後5時まで

（2）電子入札の入札参加確認通知日

平成23年7月29日

（3）入札書の提出期間

平成23年9月2日から平成23年9月16日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

（4）電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない入札

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札

ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

8 入札参加申請

（1）単体での入札参加者

入札参加を申請する者は、平成23年7月15日から平成23年7月21日までの午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。

（2）特定建設工事共同企業体での入札参加者

ア 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- (ア) 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
 - (イ) 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
 - (ウ) 委任状
 - (エ) 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
 - (オ) 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
 - (カ) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）
- イ 入札参加申請方法

平成23年7月15日から平成23年7月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参するとともに、奈良市電子入札システムにおいても入札参加申請を行ってください。

9 入札参加資格の審査

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

10 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を20点として評価するもとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

| 評価項目 | | 加点基準 |
|---|------------------------------------|---------------------------|
| 施工計画 (12点) | 品質管理 | 材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性 |
| | 安全管理 | 現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性 |
| | 施工管理 | 施工上留意すべき事項の適切性 |
| 企業の施工能力等 (8点) | 企業の施工能力 | 表彰実績 |
| | I S O 9000シリーズ、I S O 14000シリーズ認証取得 | |
| | 配置予定技術者の実績 | 同種工事の施工経験 |
| | 地域精通度 | 地域内工事の実績 |
| | 社会・地域貢献 | |
| | 災害協定の締結 | |
| 企業内の奈良県被災建築物応急危険度判定士又は奈良県被災宅地危険度判定士の雇用の有無 | | |

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

① 受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、その項目に応じしゅん工時の工事成績評定において評価点計を減ずるものとします。

② 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、しゅん工時の工事成績評定における評価点計を10点減点します。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(2)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成23年9月26日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

（平成23年7月15日掲示済）

奈良市告示第426号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名（仮称）認定こども園 左京幼稚園増築
その他工事

| | |
|--|--|
| (2) 工事場所 奈良市左京三丁目1番地の2 | |
| (3) 工事概要 鉄筋コンクリート造 平家建 1棟 | |
| 建築新築工事 | |
| I 建築主体工事 一式 | |
| II 電気設備工事 一式 | |
| III 機械設備工事 一式 | |
| 建築改修工事 | |
| I 建築主体工事 一式 | |
| II 電気設備工事 一式 | |
| III 機械設備工事 一式 | |
| (4) 工事期間 契約の日から平成24年2月29日までとする。 | |
| (5) 予定価格 63,120千円（消費税及び地方消費税を除く。） | |
| (6) 最低制限基準価格 52,507千円（消費税及び地方消費税を除く。） | |
| 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 | |
| (1) 次の条件を全て満たしていること。 | |
| ア 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 | |
| イ 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がA又はBに格付けられていること。 | |
| ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 | |
| エ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。 | |
| オ 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者が配置できること。 | |
| (2) 技術提案書の提出 | |
| 入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書、別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。 | |
| ア 施工計画について | |
| イ 企業の施工能力等について | |
| 3 設計図書等を示す日時及び場所 | |
| (1) 日時 | |
| 平成23年7月15日から平成23年9月12日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） | |
| (2) 場所 | |
| 奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。） | |
| 4 開札の場所 | |
| 奈良市役所 入札室 | |
| 平成23年9月13日 午前10時00分 | |
| 5 技術提案書の提出期限等 | |
| (1) 提出期限 平成23年8月8日 午後4時まで | |
| (2) 提出場所 奈良市総務部契約室技術監理課 | |
| (3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所 | |

| | |
|---|--|
| 見については、2部又は電子データ（PDFファイル） | |
| (4) 提出方法 | |
| 封筒に密封の上、持参に限ります。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。 | |
| 技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。 | |
| 技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に「技術提案書在中」と明記し、併せて工事名及び会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。 | |
| (5) 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。 | |
| 6 入札保証金に関する事項 | |
| 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。 | |
| 7 電子入札に関する事項 | |
| (1) 電子入札の入札参加申請期間 | |
| 平成23年7月15日から平成23年7月21日までの午前9時から午後5時まで | |
| (2) 電子入札の入札参加確認通知日 | |
| 平成23年7月22日 | |
| (3) 入札書の提出期間 | |
| 平成23年8月26日から平成23年9月12日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで | |
| (4) 電子入札の無効 | |
| ア 入札に参加する資格のない者のした入札 | |
| イ 他人のICカードを使用した入札 | |
| ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 | |
| エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 | |
| オ 内訳書の日付が開札日でない入札 | |
| カ 内訳書に工事件名のない、又は間違がある入札 | |
| キ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札 | |
| ク その他市長の定める入札条件に違反した入札 | |
| その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。 | |
| 8 入札参加申請 | |
| 入札参加を申請する者は、平成23年7月15日から平成23年7月21日までの午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。 | |
| 9 入札参加資格の審査 | |
| 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 | |
| 10 落札者の決定方法等 | |
| (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準 | |
| 本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。 | |
| ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案 | |

による「加算点」の最高点を16点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

| 評価項目 | | 加点基準 |
|------------------|--------------------------------|--|
| 施工計画 (8点) | 品質管理 | 材料や構造物の品質確認方法、管理方法の適切性 |
| | 安全管理 | 現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性 |
| 企業の施工能力等 (8点) | 企業の施工能力 | 表彰実績 |
| | ISO 9000シリーズ、ISO 14000シリーズ認証取得 | |
| | 配置予定技術者の実績 | 同種工事の施工経験 |
| | 地域精通度 | 地域内工事の実績 |
| | 社会・地域貢献 | 災害協定の締結 企業内の奈良県被災建築物応急危険度判定士又は奈良県被災宅地危険度判定士の雇用の有無 |

ウ 値格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

- ① 受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、その項目に応じしゅん工時の工事成績評定において評価点計を減ずるものとします。
- ② 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、しゅん工時の工事成績評定における評価点計を10点減点します。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、(2)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成23年9月16日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないもの

とする。

- (3) 上記に定めないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。
- (5) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743
(平成23年7月15日掲示済)

奈良市告示第427号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 1号炉点検整備及びその他補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成23年10月31日までとする。
- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
1号炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120t／日
 - 1 燃焼設備補修 一式
 - 2 ガス冷却設備補修 一式
 - 3 空気予熱設備補修 一式
 - 4 受入供給設備補修 一式
 - 5 灰出設備補修 一式
 - 6 排ガス処理設備補修 一式
- (5) 予定価格 84,828千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすこと。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が1000点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準

する団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の炉点検整備修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

（3）次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

（4）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（5）本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

（1）日時

平成23年7月15日から平成23年8月22日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（2）場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年8月23日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

（1）入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の炉点検整備修に元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。（契約書等の写し）

ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（2）入札参加申請方法

平成23年7月15日から平成23年7月29日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に（1）の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

（1）審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

（2）入札参加者の決定通知

平成23年8月8日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

（1）入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

（2）入札書の到達期限 平成23年8月22日

（3）入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

（4）入札回数 1回

（5）郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（6）その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

（1）その他の詳細は、入札者心得によります。

（2）入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

（3）上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

（4）問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743
(平成23年7月15日掲示済)

奈良市告示第428号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 1号炉排ガス施設点検整備及びその他補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成23年10月31日までとする。
- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
1号炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120t／日
1 燃焼設備補修 一式
2 ガス冷却設備補修 一式
3 空気予熱設備補修 一式
4 減温塔設備補修 一式
5 排ガス処理設備補修 一式
6 通風設備補修 一式
7 電気計装設備補修 一式
8 受入供給設備補修 一式
9 No.1熱分解設備補修 一式
- (5) 予定価格 51,472千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が1000点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

- (2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の排ガス施設点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体

の代表者である場合に限る。

- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

- ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。
イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年7月15日から平成23年8月22日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年8月23日 午前10時00分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の排ガス施設点検整備補修の元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。（契約書等の写し）

ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加申請方法

平成23年7月15日から平成23年7月29日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）

の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年8月8日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 平成23年8月22日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

(平成23年7月15日掲示済)

公営企業

奈良市水道局告示第22号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、奈良市疋田町二丁目地内ほか2件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年7月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年7月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成23年7月1日掲示済)

奈良市水道局告示第23号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年7月4日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

| 名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 届出日 |
|----|-------|-----|-----|
| | | | |

| | | | |
|----------------|-------|--------------------|------------|
| 水のトラブルサポートセンター | 木原 朗広 | 大阪府四條畷市田原台二丁目9番15号 | 平成23年6月24日 |
|----------------|-------|--------------------|------------|

(平成23年7月4日掲示済)

奈良市水道局告示第24号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年7月4日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

| 名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 指定日 |
|----------|----------------|--------------------------------|------------|
| 株式会社シンエイ | 代表取締役 木原 朗広 | 大阪府大阪市中央区釣鐘町二丁目1番4号ビルハイタウン302号 | 平成23年6月24日 |

(平成23年7月4日掲示済)

奈良市水道局管理規程第8号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年7月7日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の2 第1項中「100分の10」の次に「（東京都の特別区内に在勤する職員にあっては、100分の18）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成23年7月7日掲示済)

奈良市水道局告示第25号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年7月14日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

| 名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 指定日 |
|------------|----------------|------------------|-----------|
| 株式会社エビザワ商店 | 代表取締役 海老澤 彰 | 奈良県磯城郡田原本町阪手34の3 | 平成23年7月5日 |

奈良営業所

(平成23年7月14日掲示済)

奈良市水道局告示第26号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年7月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、奈良市学園南三丁目地内ほか3件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所**(1) 日時**

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を認めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項**(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留****(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日**

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年7月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定**(1) 審査機関**

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年7月22日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他**(1) その他の詳細は、入札者心得によります。****(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。****(3) 問い合わせ先**

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成23年7月15日掲示済)

教育委員会**奈良市教育委員会告示第17号**

平成23年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年7月7日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

1日 時

平成23年7月12日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 奈良市学校規模適正化検討委員会委員について
- (2) 奈良市教育ビジョン懇話委員について
- (3) 人事について
- (4) 奈良市の地域教育を考える委員会委員の委嘱について

(5) 地域で決める学校予算事業各中学校区事業一覧
議事

議案第20号 旧鳥見幼稚園の用途廃止について

議案第21号 奈良市教育委員会施策評価委員の委嘱について

議案第22号 奈良市社会教育委員の委嘱について

議案第23号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

議案第24号 奈良市立登美ヶ丘幼稚園における学校評議員の解職及び委嘱について

議案第25号 平成23年度奈良市少年指導委員の解職及び委嘱について

議案第26号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

議案第27号 平成24年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

議案第28号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 6月～7月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第、締切させていただきます。

(平成23年7月7日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成23年7月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成23年7月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 萩原征二

1 日時

平成23年7月14日(木) 午後2時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (7) 許可・受理の取消しについて
- (8) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (9) 非農地証明について(6月分)

(平成23年7月7日掲示済)

議会

奈良市議会告示第16号

平成23年7月1日、次のとおり議会制度検討特別委員会の委員を選任しました。

平成23年7月4日

奈良市議会議長
上原雋

天野秀治
宮池明
北村拓哉
三浦教次
伊藤剛
内藤智司
藤本孝幸
森田一成
池田慎久
土田敏朗
松石聖一
山口裕司

(平成23年7月4日掲示済)

奈良市議会告示第17号

平成23年7月1日、次の者が議会制度検討特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成23年7月4日

奈良市議会議長
上原雋

委員長 土田敏朗
副委員長 天野秀治

(平成23年7月4日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。